

○経済産業省告示第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十号（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部改正）

第一条 エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成二十七年経済産業省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第一の2本文中「店舗・事務所用エアコンディショナー」を「業務用エアコンディショナー」に改め、
第一の2の表を次のように改める。

区分	環境影響度の目標値	目標年度	
店舗・事務所用エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第一号に規定する店舗・事務所用エアコンディショナーをいう。）	750	2025	
中央方式エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考	一 遠心式の圧縮機を用いるもの	100	2025
第二号に規定する中央方式エアコンディショナーをい	二 遠心式の圧縮機を用いるもの以外のもの	750	2027

う。)		
ビル用マルチエアコンディショナー(規則第三条の表一の備考第三号に規定するビル用マルチエアコンディショナーをいう。)	750	2025
設備用エアコンディショナー(規則第三条の表一の備考第四号に規定する設備用エアコンディショナーをいう。)	750	2027
ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー(規則第三条の表一の備考第五号に規定するガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーをい	750	2027

う。)

--	--	--

第三の表中「店舗・事務所用エアコンディショナー」を「業務用エアコンディショナー」に改める。

第二条 エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を次のように改正する。

第一の2表ビル用マルチエアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第三号に規定するビル用マルチエアコンディショナーをいう。）の項右欄中「2025」を「2027」に改める。

第三条 エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を次のように改正する。

第一の2表中央方式エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第二号に規定する中央方式エアコンディショナーをいう。）の項第二号、設備用エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第四号に規定する設備用エアコンディショナーをいう。）の項及びガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第五号に規定するガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーをいう。）の項右欄中「2027」を「2029」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 令和九年四月一日

二 第三条 令和十一年四月一日